

定言命令の一般性と個性との關係に就て (完結)

一 錦 田 義 富

三

ジムメルの研究する處では、カントの定言命令てふ一般的法則は第一批判に於て彼が確立せる法則概念と全く同種類のもので、其一般性は必然に眞の個性概念と相容れざる性質のものであると云ふ。即ち彼に従へばカントが道德的法則をば一般的でなくてはならぬと考へるに至つた根據は二つある。第一の論據は實在は凡て個性的偶然的であり逆に個性的偶然的のものは凡て實在的であるとの獨斷的前提からして、之に對立的に考へられる理想的當爲的のものは一般的でなければならぬ一般のもののみ眞に道德の客觀的規範たり得と論結したのである。之はカントが認識客觀性の基礎となる先驗的法則を形式的一般的なと考ふるに至つた論法を其儘道德の問題に轉用したのに外ならぬ(S. 117f.)。形式論理の矛盾律に依つて現實と理想、實在の個性と當爲の一般性とが相對立せしめられて居るのである(120)。

第二の論據も理論的法則概念を手本にして道德的法則を考へて行つたのに基くので、一般に法則の論理的性質上一般性を要求し個性的を退けると主張するのである。詳しく言へば、理論的法則概念は具體的實在について其共通遍在的の方面或は要素だけを抽象攝取して構成される所謂概念的加工の所産であるが、カントの提出せる諸種の倫理的法則——汝僞る可らずとか、汝の才能を發揮せよと云ふ如き——も之を原型(Prototyp)として構成された概念的法則に外ならぬ、夫は具體的渾一的行爲をば共通の方面を中心にして抽象變容せる結果獲られたもの、定言命令は是等の概念的諸法則を更に抽象一般化して最も普汎的な定式に表現した迄のものに過ぎない。定言命令が抽象的一般者であることは、夫れが構成される手續を考察すれば明亮になる。

吾々の具體的生活は連續不斷の流れであつて、個々の出來事一々の行爲は其流れを組成する水滴にも比すべく、水滴はただ流れることを以て其本質とするのみである、流れを離れて水滴は存在せず、水滴を離れて流れも亦無い、眞に實在するものは不斷の流れのみである(144)。詳しく言へば es (das Leben) ist ein stetiges Gleiten, in dem jeder Augenblick das sich fortwährendgestaltende, umgestaltende Ganze darstellt, kein Teil scharfe Grenzen gegen

den andern besitzt und ein jeder nur innerhalb jenes Grenzen und vom ihm aus gesehen, seinen Sinn zeigt. (128) 虚言とか自殺の決心とか仁慈的行爲とか云ふ個々の行爲を寄せ集めて一個の生活が組成されて居るものでは無い。是等は生活の連續的進展の一樣相即ち die jetzige Realität として die jeweilige Lebendigkeit ihrer Subjekte として die Einmaligkeit alles Wirklichen を有するもので之を全體の進行としての生活から遊離せしめ其 Träger から切離しては具體性を失つて仕舞ふのである (ibid.)。シュメルは斯様なベルグソンの純粹持續、リッケルトの異質的連續の説を想起せしめる様な生活實相觀を持つて居るのであるが、夫れでは此如實生活に對して一般的當爲の法則は如何様にして構成されるか。之れが爲めには先づ以て一々の行爲をば其行爲の主體から切離し獨立自全の斷續的行爲と見做す必要がある。次に斯く連續的進展の個性的主觀から切取つて取出した個々の行爲をば更に概念的客觀的要素に分解し、其共通遍在の方面から統一を與へる。斯くして一般的道德法なるものが成立するに至るのである。認識の一般性が單に對象の當體的眞を示すのみであるが如くに道德的一般性も生活内容の當體的意義と形狀 (die sachliche Bedeutung und Konfiguration der Lebensinhalte) とを表はすだけのものである。茲に當體的 (sachlich) とは何等か外面的のことを意味す

るのでは無く衝動格率動機結果等と云ふ如き道德的態度の諸因素 (die Faktoren des sittlichen Verhaltens) が客觀的要素 (objektive Elemente) としての役目を演ずることを意味するのである。主體を拘束する一般的規範は如上の客觀的要素からして純論理的に出て來るのである (124)。カントの虚偽の約束を反義務とし仁慈的援助を合義務となせるが如きは、斯かる一般的道德法の適例である。然し是種の法則に攝取されたる客觀的一般的要素なるものは、Erlebnisform から eine selbständige Begrifflichkeit に翻譯された結果獲られたもので (126) 活きた連續的生活の内に織れ込まれて居る力素ではない、寧ろ具體的生活の einzelne Momente をば原連續體から抽出切斷すればこそ一般的法則の Stoff ともなり得たのである (127)。然し左様な法則は die formulierte Norm für fest umgrenzte Ausschnitt oder Epochen des Lebens であるに過ぎなく、決して具體的生活具體的行為に妥當する法則では無し (136 f.)。カントの定言命令乃至之によつて基礎付けられる諸種の道德的法則の一般性は實に斯くの如きものである。夫れでは此等の法則の個々の行為に對する Adäquatheit の問題は如何解釋すべきであるか。茲にも理論的認識の場合の類比が妥當する様に思はれる。自然科学では一々の具體的事實をば要素或は規定に分解し、その各々に對して妥當する一般的法則を探し出

し、一つ一つの規定に夫れ夫れ法則が見つかれば個物は夫等法則の總和成果と見做され茲に當の事物は説明されたと云ふ。換言すれば個々の現象を抽象的一般者の結合或は交叉點と見做して取扱つて行くのが理論的認識の本質である。倫理の場合にあつても夫れと同様の行方を採用することが出来る様に見える。即ち一々の行爲をば其 *Teilhafte oder spezielle Bestimmungen* の總和と見做し其各々に對して一般的法則を採出し、是等諸法則の協働或は平均が當該行爲に對しての *jeweilige definitive Normierung* を與へるとも考へ得られる(121)。然し斯様に考へられた行爲は一般化の要求には適ふであらうが、最早元の具體的行爲では無い。夫は *Gesamttzusammenhang des Lebens* から遊離せられ之を *äussere Umgrenztheit* に置換えて眺められた行爲、行爲主體から切離された行爲である。其抽象性に於て一般化され得るのみで、其具體性に於て一般化されて居るのではなから(130)。然るにかく抽象された行爲が其行爲者に對する關係をば正不正 (*recht oder unrecht*) と評價せんとするのがカント定言命令の意味である(123)。

カントの道德的法則が上陳の如く個性や個體に對して没交渉無關係になるのは彼が一般に法則概念の原型を自然科學と法理 (*Recht*) とから獲來つたのに緣由する

のである(123f.)。臺にも既に説示した通りジムメルは自然法(理論的認識)の概念とカントの道徳法の概念との類比を指摘するに専ら力を注いで居るが、然したとひ一般的法則性と云ふ點に於て道徳法が如何程自然法と類似して居ても、其規範性即ち行爲や主體に對して正邪善惡てふ評價關係に立つ點に於て自然法と大に異なる處があるからして、そこで自然法の外に法理概念も原型となつて居ると言ふのであらう。兎に角彼の定言命令の典型となつた自然科学や法理やの法則は何れも、其法則の適用される個々特殊の事情には無頓着に絶對的に(schlechthin)妥當するものである。自然科学と法理との間には法則の性質に大なる相異の存するのは言を俟たぬが、夫が非個人的非人格的なる點は一である。従つて之を手本として構成された道徳法の非個人的非人格的となるのは固より其處である(123f. Vgl. Kant, 84) 而して斯様に道徳的規範が抽象的一般法則となされ一々の行爲も一般的法則の合成果によつて充分適當に規定し得る様になつて來るのは、實は一々行爲の個別化或は原子化と云ふことを前提するのである(Individualisierung der einzelnen Pat, die atomisierte Pat. 130f.)之れあるが故にカントの定式は客觀的論理的決定を與へ得る資格を持つかの如くに見られるのである。茲に行爲の個別化と云ふのは、之を具體的個性者として見ると

の意では無く、個々の行爲を主觀の全體的な生活から切離すことを意味する。換言すれば行爲をば連續的進展の如實世界から ein Exemplar eines Begriffes として isolieren し、之を外面的中心點から統一結合せるものが、茲に言ふ原子化された行爲である。之は眞の個性とは全く似而非なるもの否寧ろ其障礙である。眞の個性的行爲は流動不息の生活の Gegenwartsmoment として一即一切部分に全體の意義を宿す底の行爲である。其統一の中心點は生活その者の内面にある。具體的個性は人格的個性 (persönliche Individualität) である。詳言すれば Einheit und Ganzheit, die sich durch alle Mannigfaltigkeit der einzelnen Taten hindurchlebt, oder genauer: die als diese Mannigfaltigkeit lebt. である。

行爲の作爲的個別化は具體的個性を殺すことによつて初めて實現し得るもの、之と相容れず相背馳するや言を俟たぬ。個別化されたる行爲には一般的法則が妥當するが、活きた個性的行爲に對しては一般的法則なるものは無効である。あり得るものは唯だ個性的法則のみである (130f.)。

さてカントの定言命令てよ法則の含意する一般性がジムテルの解する如く、活ける流動生活から抽象分離して構成された抽象的一般者であり、従つて其要求する可能的一般化が必然に行爲の原子化を前提するものであるとすれば、カントの道德原

理は常に現實生活に對して没交渉であるばかりでなく生命の原理に對しても亦無關係であると論結せねばならぬであらう(133)。ジムメルが定言命令に對して *Das Sollen also, das als allgemeines Gesetz auftritt, kommt weder aus dem Leben noch geht es auf das Leben* (134)と總評したのは少しく酷なるに似たれども甘受する外途が無い様にも思はれる。而して此一般的法則が個性を排拒することによつて自己の一般性を保持し之に反して個性を許容すれば其一般性を喪ふに至るは固より必至の運命と言はねばならぬ。重ねて問ふ斯くの如きが果してカント定言命令の含意する一般性本來の面目であるかと。

四

ジムメルの批評は之を一般の主理論的倫理學說(例へばカドゥッイス、クラーク等)に對する論難として見る時は、寔に剴切深酷の批評たるを失はないが、之をカントの提出した定言命令に對する批評として見る時は、假令、的無きに矢を放つと迄は斷言し得ない迄も、尠くともカントの眞意を色讀しての批評とは受取り難いものである。如何にも定言命令てふ形式的な一般的法則が理論的認識の場合に於ての法則概念と

類比的に想念されると云ふ證據は、カント自身の言説から歴々として指摘することが出来る。彼は道徳法を一般的自然法とさへもよんで居る程である。

然し之を文字通りに受取り何處迄も自然科学的法則と平行的に考へ茲に *die mechanistische Tendenz in Kants Denken* (132) を見んとするに至つては、地下のカント恐らく事の意想外なるに一驚を喫することであらうし、吾人も亦抑も『實踐理性批判』の存在理由何處にありやと反問せざるを得ない。ジムメルの解釋が若し正當であるならば、カントがわざわざ第二批判や『道徳形而上學の基礎』を述作し迂餘曲折の論議を費すの必要は大部分喪はれて仕舞ふと云つて差支無いと思ふ。假令彼の定言命令の一般性がジムメルの解釋した通りに自然科学や法理の法則概念を典型として想念された反個性的抽象的一般性であるとしても、道徳的法則は直ちに自然法でも法理でもあるまい、又此兩者の單なる結合では尙更あるまい。夫れ自身他に還元するを許さぬ種差を有する筈である。氏の言ふ如く夫れが具體的道徳生活を概念的に改造し一般的要素を本質的として抽出攝取して構成された法則であるにしても、謂ふ處の一般化抽象化には其基礎として特定の視點特定のアプリオリが無くてはなるまい『客觀的要素』として取扱はれるにしても夫れは何處迄も『道徳的態度の諸因素』であ

らねばならぬ。カントの定言命令は先づ以て此『道德的』を爾餘の一切から差別し其特性を限定する役目を荷へるものである。自然界の一員ともなれば觀美界の一員ともなり得る吾人の欲望衝動行爲結果等がジムメルの所謂『道德的態度の諸因素』と見做され得るのは偏に此定言命令てふ道德對象界成立の根本的立脚地から考察されるからである。此アプリアオリが確立して然る後に初めて道德的評價の對象としての道德的現象が確定し得られるのである。然るにジムメルの論は此切要なる點について多く留意する處が無い様である。最も氏が自然科学の外に之と相並んで法理概念も道德法想念の手法となつて居ると解釋する處などは、明らかに氏がカント道德法の本質をなすものとして當爲性命性を顧慮したことを想はしめるのであるけれども、而もカント道德法の反個性や自然法との類比やを細論論難するに急なるの餘りか、道德法の根柢となるべき當爲其者の性質について忠實親切なる理解をして居ない様である。カントの提唱した絶對的當爲定言命令に對しての此没理解がやがて又其一般性と個性との關係を見誤ましめるに至つたのである。余の解する處では、カントの定言命令は常に其一般性を喪ふと無くして個性的行爲と相容れるばかりではない、積極的に個性的たらんことを要求するものでさへもであると

思ふ。以下少しく此點を究明して見たい。

カント解釋と云ふ事を離れて一般にジムメルの見解中先づ第一に訂正を要するのは、氏が一般性を何時でも個性と相容れぬと見て居る點である。尤も氏は一般性を自然科學的法則の一般性悟性の一般性と同種のものとして考へて居るから、斯る一般性と個性の相悖るのは言ふ迄もない。然し一般性は必ずしも悟性的一般性だけでは無い。意志の一般性もあれば感情或は構想の一般性もある。是等は悟性的一般性と異なる處がある。此種の實踐的一般性は果して個性と相容れぬものか何うかは更に別個の討究を要する。氏の如く一般性即理論的一般性と直了することは餘りに早急な考方である。尤も氏も自然科學的理論的一般性の外に實踐的一般性の一種として法理の一般性を認めては居るが、然し其反個性的抽象的一般性なる點に於て前者と異なる處が無いと説かれて居るから、其一般性は之を理論的一般性と一緒にして取扱つて差支ないと思はれる。夫れで氏が一般性即理論的一般性と早急に解釋して仕舞つたから其結果として、氏は道徳法に一般性の含意されることを忌み、活きた内面的當爲は正に『個性的法則』でなくてはならぬと主張するに至つたのである。此個性的法則に就ての氏の積極的主張には、余の同感を禁じ得ない見解が示されて

居るが、夫れは今當面の問題ではない。茲に差當つて問題にしたいの是一般性と個性との關係に就ての氏の一般の見解である。一體何等かの一般性を認めることなくしては個性なる概念も成立し得ないものである。一般性と云ふ背景の上に立たない個性は單なる個別性、特殊性ではあらうが、氏の意味する如き活きた *aktive*

Individualität ではない。現に氏自身も發動的個性は單に *Besonderesein, Ausernahmehaftigkeit, qualitatives Anderssein* ではなくて *die selbständig-einheitliche Totalität jeder Lebensverwirklichung* である、夫は *das Ganze, Gesamtzusammenhang des Lebens* の上に於てのみ眞に個性的たるを得ると力説して居るではないか。即ち氏も全體性、總體性と云ふ概念によつて悟性的一般性とは異なる種類の一般性を事實上明らかに認容して居るのである。たゞカントの定言命令の一般性は氏の主張する如き全體性では無いと言ふのが氏の批評の要點である。然し之れは果して正解であるであらうか。

後節でやや詳しく論及する通り、カント倫理の中心點——從つて又定言命令の中核——は單なる一般性と云ふ如き消極的規定よりは寧ろ自律的人格と云ふ積極的概念に求むべきであると考へる程の人ならば、定言命令の要求する可能的一般化は一行爲を其主體より切離すことを要求するものであると云ふ如き解釋は下さない

管であると思はれる。然るに自律的人格の概念がカント倫理の根柢をなすと同時にその最深の意義ある思想をなすものでもあることを明白に承認したジムメルが (Kant, 85) カントの道徳法の一般性に對しては夫が個々の行爲の原子化を要求するものと解釋し敢て論難攻撃して憚らないのは何故であるか。其最も重なる原因は氏が定言命令の全體を考察しないで其一部分だけを抽象して當面の問題とした點に存する。換言すれば定言命令の第一定式だけを眼中に置いて其一般性を解釋し、第二第三の定式をも併せて一の有機的渾一體として之を理解しようと力めなかつたから、カントに對する由々しい誤解が生じて來たのである。然し翻つて考直して見ると、獨りジムメルに限らず、古くヘーゲルを初めとして多くのカント倫理の批評家達が、定言命令の第一定式を重んずるにも相當の所依がある(ヘーゲルの批評は彼の最初期の著作なる *Glauben und Wissen*, 1803 にもあらはれて居るが、カントの道徳原理を抽象的普遍と解して手厳しい批評を下し後の多くのカント批評家に範を垂れたのは *Ueber die wissenschaftlichen Behandlungsarten des Naturrechts*, 1802—1803 である様に思ふ。キンデルバントやジムメルの批評の要旨も結局此批評を踏襲したるに過ぎないと思ふ)。と云ふ譯は、カント自身が、一方三つの定式は根本に於ては一に歸し其

定式は自ら他の二者を含蓄する、彼等相互の間の差別は寧ろ主觀的差別に過ぎないと言ひ乍ら、他方倫理的評價に際し嚴密に考へる場合には就中第一定式を主とするがよい、他の二者は此原理を直觀的たらしめる役目を有するのみであるからと説いて居る(G.H., 74)。余は必ずしも之を文字通りに受取らず三者自ら抽象的より具體的へ一般的より個人的へと内面的意味の進展を示す關係に立つもので、之を不可分離の有機體と見るのがカントの眞意をあらはすものと思ふのであるが、此點に就ては第五節に至つて論及する處があるであらうし一層詳しくは別文を期する外無い。茲には暫らくカント自身に最も嚴密な表現法として許シジムメル等に抽象的一般性と解釋される夫の第一定式だけに就て考察して行かう。

抽象的一般者と見做すに最も好都合な定言命令の表現法は『道徳形而上學の基礎』にある第一定式である。即ち『同時に一般的法則となることを汝が意志し得る處の格率に従つてのみ行爲せよ』と云ふのである。『實踐理性批判』では『汝の意志の格率が常に同時に普遍的立法の原理として妥當し得るように行爲せよ』となつて居るが、此方は立法と云ふ語の示す如く既に意志の自律てふ特殊的规定を有するから、最も抽象一般的な性質をあらはすものとしては前者の方が適當である。さてカント自身

の解説に従へば、此命令の唯一内容は『法則一般の普汎性』(die Allgemeinheit eines Gesetzes überhaupt.—Grl, 55) だけである。而して其普汎性の特質を規定して『自然法の普汎性』『普汎的自然法』(Allgemeinheit eines Naturgesetzes, allgemeines Naturgesetz.—Grl, 56, 59) とされて居る。之を正面から文字通りに解釋すれば、寔にジムメルの言ふた如く、自然科學的法則を手本にして構成された抽象的一般性とする外無い様にも思はれる。更に又カントが純粹意志の法則の形式性先天性を力説するに當つては、隨處に夫が主觀的差別性から獨立無依なることを縷説して居るのも明白な事實である。然し夫れだからカントは行爲の原子化即ち行爲を其主體から抽象せんことを要求して居るのであると解することは果して、正當な解釋法であると言ひ得るであらうか。カントの退くる主觀性は經驗的偶然的個人的の主觀性であつて、決して眞の主觀其者を退けて居るのでは無い。否、彼は『實踐理性批判』の劈頭に於て、自然認識に於ての理性の使用は理論的であつて對象の性質によつて規定されるが實踐的認識即ち意志の規定原理のみを問題とする認識に於ては理性は主觀を問題とすると明白に宣言して居るでは無いか。(die Vernunft im Praktischen es mit dem Subjekte zu thun hat.—Pr. V. 22)

之に對してジムメルから或は次の如き抗議が出るかも知れない。成程道德の批

判は主觀を問題とし認識の批判は客觀を問題とし、兩者の間に一應の區別はつけ得られる。然し客觀對象によつて規定されると考へられる理論理性の使用も其普汎必然性の根源は終に先驗的自覺超個人我に求める外は無い。さすれば認識批判も畢竟主觀を問題とするのである。然るに第一批判で確立された先驗的自我は形式的抽象的で少しも人格的な意味は無い (Kant, 45)。夫れは俗ら汎神論の神の如く唯だ世界の内にのみ生活する自我である (46)。人はよくカントが世界を主觀化せりと評するけれども事實は寧ろ逆で彼は自我を客觀化し世界と一にして了つたのである (47)。第二批判で問題になる主觀も畢竟此種の非人格的自我ではないかと。ジムメルはカントが道德法の概念を考へるに當つても啓蒙の餘風を逸脱し得ず、『自然科学や法理にはよく適する die unpersönliche Strenge が最高の程度に於てカントの考方を色どつた』のであると評して居る (48)。さすれば第二批判の法則は勿論、今問題とされる主觀も第一批判の夫れと全く同種の非人格的のものと考へられて居るのであるまいかとの疑惑が當然起つて來る。然し此疑惑の所由無きとはカントの明亮なる説述によつて一目瞭然である。『道德形而上學の基礎』の建設的考察に上るに當つてカントは深甚の意義を藏する區別を與へて居る。即ち凡て自然物は法則に

従つて働く。たゞ理性的存在のみが法則の意識に従つて即ち原理に従つて行爲する能力即ち意志を有する』と (Gm., 4b)。單に法則に従ふだけで法則の自覺なしに働く自然物に對して妥當する理論的法則の根本成立條件となる先驗的自我は非人格でも差支無いが、法の自覺を以つて行動する理性的存在即ち意志の主體に對して妥當する實踐的法則を成立せしめる先驗的自我は必ず人格的でなくてはならぬ。等しく先驗我であつても、夫が成立せしめる對象界の相違、其働く方向の相異によつて異なる所がある。而して此相異點を闡明することが第二批判の重要なる一課題であつたと言つてよゝ。自由意志の論明の如きは此意味に於てカント倫理の中心問題であるのである。

カントが屢々道德法を自然法と類比的に取扱つた事は、幾多の人を誤解に導いた有力な誘因ではあつたが然しカントがかく比較したものにも相當の理由がある。客觀性は法則性に基き、法則性は純粹形式普汎必然性を意味する點に於て道德法は何處迄も自然法と一である。兩者の間には親密なる内面的交渉一貫の意味が通うて居る。唯だ此類同の故に種差を看過してはならぬ。一般性と云ふても道德のそれが認識の場合と全然同一であるのでは無い。定言命令の一般化の要求は決して

行爲の原子化を要求するものではない。其證據には定言命令の第一定式に於て一般化するべき當體を何と定めてあるかを見るがよい。夫れは何時でも『汝の意志の格率』ではないか。單に主觀的なる格率は夫れが一般化に堪へるのでなければ道德上客觀的に善とは言はれぬ。然しカントは決して單なる格率一般の一般化を要求はしなかつた。夫は常に汝と云ふ人格者の意志し得る格率であつた。『汝』と云ふ一語、道德にあつては認識の場合と異りて動機や行爲を其主體から切離してはならないことを最も明白に表明して居るでは無いか。成程カントは動機や行爲に道德的極印を與へ欲望や本能を純粹化する唯一の標準を可能的一般化にありと主張したに相違無い。然し一般化して果して合義務か反義務かを檢せらるべき當の動機或は欲望は、決して原子化され主體から切斷されたものでは無くて、汝と云ふ個性的人格の全體の一關節としての動機或は欲望であつたことを牢記せねばならぬ。欲望衝動乃至それより出て來る意志の格率も、一個の自然物一個の認識對象として取扱はれる間は、汝の欲望でも彼の意志の格率でもない、單に一般的の欲望格率である。非人格的の欲望格率であればジムメルの言ふ如き抽象一般的要素に分解して行き、其間に行はれる自然必然的の法則、或は自利と云ふ如き自然的目的を發見すること

も出来るであらう。然しカントの今問題とするのは斯る人性論的研究ではない、欲望を意志に格率を法則に轉成せしむべき原理を闡明せんとするのである。而して此原理に相當する定言命令は先づ以つて、汝の意志の格率を一般化せんことを要求するのである。法の自覺に従つて行動する能力としての意志、理性化されたる意志となり得るものは、決して誰の欲望誰の格率とも限定されない單に自然物としての欲望や格率では無くして、必ずや『我』又は『汝』の欲望或は格率である。茲に同じく一般者であつても、悟性的認識原理と意志的實行原理との間に決して混同を許さない根本的相異が存在するのである。ジムメルは頻りにカントが欲望や行爲を其主體より切離すとか浮動させるとか難じて居るが、切離したり浮動させたりするのはカントではなくてジムメル自身である。カントは何處迄も『我』或は『汝』の動機を一般化せんことを要求して居るのである。夫れでは行爲や欲望を其個性相具體相に於て一般化するとは果して何の意であるか。此設問に答へる爲めには、先づ以つて道徳批判に於てカントは形式と實質との關係を如何様に考へて居たかの點の精査する必要がある。

五

一般にカント批評哲學に於て形式と實質との關係は如何様に考へられて居るか
と云ふに、凡て客觀性普汎必然性の基礎となるものは少しも經驗的要素を混へぬ單
に一般的合法性を内容とする純粹形式であるとされて居る。然し此形式が經驗を
超越するとは經驗と絶縁するの意でなくて却つて經驗と結合し經驗を構成する力
となる爲めの超越である。カントが超絶的と區別しての先驗的を解説して *Mein
Platz ist das fruchtbare Paltos der Erfahrung, und das Wort, transcendentel, bedeutet nicht etwas,
das über alle Erfahrung hinausgeht, sondern, was von ihr (apriori) zwar vorhergeht, aber doch zu nichts
mehrern bestimmt ist, als Erfahrungserkenntnis möglich zu machen* (Proleg, 164, Anmerk.)と言
つたのは直ちに道德觀美の先驗的にも移用することが出来る。即ちカントはキン
デルバントやバウフなどの解する如く、形式を實質より、合理的を非合理的より峻別
することによつて却つて之との結合連結を謀つたのである(Windelband, Philosophie im
deutschen Geistesleben des XIX Jahrhunderts, 18. B. Bauch, Kant, in der „Sammlung Göschen“)
彼の形式は實質を離れては空虚無力である。夫は常に經驗的なる所與の實質の協

働を内面的に要求して居るのである。實質と結合して初めて夫は具體的となる。夫れでは實質的所與は如何なるものと云ふに、カントにあつては箇別的特殊的で全く關聯を排除した唯だの非理性的所與である。或意味で絶對個性的と云ふことが出来る。夫は其儘では把握し難き非理性的であるのみで全く盲目である。形式と結合して初めて真とか善とか美とかの客觀的意義を獲來るのである。即ち實質の方も形式への攝取を内面的に要求して居るのである。今上述の如き形式對實質の關係を道德生活の上に就て見れば如何であるか。余は嘗て『カント定言命令の形式性に就て』と云ふ一文に於て、定言命令てふ形式は欲望本能を初めとして文化史的、人性觀を其實質として要求し、之と結合することによつて具體的道德法、特殊義務も展開し得られると説いた(哲學研究第四十三號、自第五頁至第二十一頁)。今此考方を以つて個性問題に臨む時は一見容易に之を解決し得られる様にも思はれる。即ち形式は何處迄も一般的であるが其實質は個別的であるから、道德上の特殊化個性化は形式プラス實質の上に見出される。カントの形式主義は如何なる個性的とも結合し得る點が其最大長所の一であるとの論も茲から出て來る譯である(本論文第一節參照)。余の近時手にし得たバウフの Glückseligkeit und Persönlichkeit in der kritischen

Ethikには、之を以つてカントの形式主義の個性主義と相容れることの有力なる一論據としてある。即ち氏も亦カントの形式は必定實質との結合を要求する、然るに其實質は *die für den moralischen Standpunkt schlechthin gegebene Wirklichkeit* であつて、其所興の内容なるものは *nur ein schlechthin einmaliger (Inhalt); ein unwiederholbares Moment in dem wirklichen Geschehen* である、偏に一回的の特殊内容と普汎妥當的形式と結合する處に道德原理は實現され、个性的行爲が行はれて行くのであると説いて居る(39頁)。然し之れだけの論證ではジムメルが夫の『个性的法則』に於て詳細に開展した批難に答ふるには足りない。バツフの論にせよ余の前文に於いての論にせよ、カントの謂ふ形式の決して虚空無内容のものでは無く、實質的所興との結合によつてよく豊富な内容的開展をなすものであることを闡明するには足りるであらう。然し未だ之を以つて眞の個性化の問題を解いたものとはなし難い。

ジムメルの論難の第一前提はカントの道德法の一般性が自然法の一般性と類比的に考へられてあると云ふ點にある。氏は形式と實質との結合を否認はして居ない、寧ろ夫は當然の事として居るのである。氏の論點はカントにあつては此形式と實質との結合の仕方が道德法の場合も自然法の場合と同様に考へられて居ると云

ふにある。即ち兩者何れに於ても形式に攝取される内容は純粹所與の實在——夫れは流動不息の生其者であるが——をば概念的に加工變容したもの、或る外的中心點から共通遍在の *Aspekt* だけを抽出結合したものに外ならぬと主張するのである。勿論ジムメルも形式なり所與なりが認識と道德と全然同一であるとは考へて居ない。所與より云へば一方では感覺であるのが他方では欲望であり、形式から云へば一方では時間空間因果律等であるのが他方では定言命令てふ意志の形式である。相異はあるが然し最も大切な役目を有する形式的合法性が兩者何れにあつても自然科學的一般性の意味を持つて居ると見られて居るのである。そこでカントの定言命令なり乃至其れに基く特殊道德法なりは、純粹所與の個性的實在をば概念的一般的要素に分解し、之れに對して妥當する抽象的一般法則となるのである。此論に對して單に個性的一回的所與が一般的形式的法則と結合すると論じただけでは答解にはならない。たとひ純粹所與としての生活は個性的でも之を攝取する形式が悟性的形式と同一種の機能であるならば、其形式に取入れられたる内容は最早元の個性的意義を失ふて一般的要素に改造されて仕舞つて居るのである。純粹所與としての欲望本能は一回的でも、抽象的一般者と解せられた定言命令に攝取されたる

後に於ては、概念的・一般的となり了して居るのである。さすれば個性は何處にも存立し得る餘地は發見されぬ、個性を許せば法則性其者が潰滅に歸して仕舞ふ、進退兩難は依然として免れ難いことになるであらう。道徳に於ける形式と實質とが不可分離的關係に立つこと、兩者の峻別は結合の爲めの分離であることは、認識に於ける形式對實質の關係に同じい。此共通點は決して輕視してはならぬ。此點を看却すると所由無き種々の誤解や批難が續出する『カント定言命令の形式性に就て』(參照)。然し兩者の一致共通點のみを視て凡てを平行的に考へて行くと又甚しく不都合な解釋が出て來ること今ジムメルに於て見る如くである。そこでカントの眞意を把握する爲めには、此形式と實質との結合の仕方の上に於て、認識と道徳との間に存する種差をカントは如何に考へたかと云ふ點を更に進んで積極的に闡明する必要がある。而して其種差こそは正しく余が第四節に於て示唆して置いた彼の『人格』の概念に於て發見することが出来るのである。

カントが如何なる内面的論理を辿つて一般的合法性を唯一内容とする定言命令の第一定式から目的其者であり畏敬の對象となる人格概念を中心とする定言命令の第二定式(*Handle so, dass du die Menschheit sowohl in deiner Person, als in der Person eines jeden*

andern jederzeit zugleich als Zweck, niemals bloss Mittel brauchest.) を導き來つたか、其論理開展の手續は果して正當のものであつたか、何等か異分子を暗に取入れて其先驗性を毀損して居ないか何うか、之は確かに一個の問題たるを失はないが、今當面の課題には關係が無い。兎も角カントが道德の基本原理に擬した定言命令を一の全體として考察するに當つては此第二定式も更には目的の王國てふ概念を中心にする第三定式をも併せて考慮すべきであること而して此人格の絶對價値てふ思想こそはカント倫理の眞の核心をなすものと見るべきであること、此點に就ては、たとひ其他の點に於てはカントを非議する人達でも、餘り異存は無い様である。例へばキन्दルバントの如きも『自律てふ概念は、範疇が理論的生活の認識に於けると全く同様に、實踐的生活の認識に對する關鍵である』(Gesch. d. n. Philos., II, 125) シムメルも亦 ist Kants Grundmotiv, dass grade dies allgemeine Gesetz jedem von innen kommt, in dem eigentlichen Quellpunkt der Persönlichkeit erzeugt wird. (Kant, 85) と言明し、此自律的人格の概念によつて彼は啓蒙の恫慄の的となりし個人の自由と一般に道德意識の要求する當爲への服従との間に存せしアンティノミー、さては現代人を惱ます自由と服従、個人の獨立と社會への從屬てふ最深の乖離反對をば、一元的に解決し去つたのであるとの諛辭をさ

へ惜しまなかつた(Opt. cit., 84 f.)。今吾人の當面の問題とせる形式と實質との結合の仕方如何、一般性と個性との關係如何の問題も矢張り此人格概念に於て解答が與へられる。

自律的意志の主體としての人格は形式と實質との綜合的統一體である。一般的道德法の自覺は其形式的方面でカントが人格と區別して人格性と云つたり或は人間性と云ふのが夫れである。法の自覺に従はしめられる欲望本能等は其實質的方面で特殊性個人性等の語を以つて之を代表することも出來よう。パウフが人格の三要素として掲げた自覺、個性、品位の中、後二者が實質に相當する(Opt. cit. 74 藤井先生著主觀的道德學要旨第二百六十頁參照)。夫れでは人格に於ける形式と實質との關係如何。先づ人格概念に攝取される實質の方面から考へて見るに、カントは既に定言命令の第一定式に於て明かに夫が汝の格率なるべきことを要求して居る。即ち彼は單なる欲望や本能が實質となるのでなくて、『吾』とか『汝』とか云ふ個人格——夫れは或は自然的所與に基くものであるかも知れないが——兎も角個人格の一脈動としての動機をば形式内に攝取せらるべき實質と見て居るのである『吾』と『汝』との關係は實は單に自然的所與のものではなくて人格てふ概念其者に本質的に含意さ

れて居る。此點の解明は定言命令の統一的開展を主題にする別文を要する。カントは可能的一般化の要求を力説するに當り屢々欲望の特殊性を否定せんことを求めたが、然し夫は決して欲望其者の絶對的否定又は排斥を意味するのでは無い。欲望其者の排斥は形式の自滅をも意味する。約束に信を守るとか他人の不幸を救ふとか云ふ合義務の行爲は人間に自然なる衝動傾向を前提する。カントが斯様に意志の實質を前提するのを誤解して自家撞着に陥れりなど云ふ如き見當違ひの非難をする人——キンデルバントやジムメル——に對しては嘗つて其不當なる所以を辯じて置いた『カント定言命令の形式性に就て』第五節。カントの否定せんとするのは所與の特殊性が單なる特殊性として殘留することである。一般化即ち人格の内容として攝取されての後の欲望は其特殊性を失はねばならぬ。然し特殊性を失ふと云ふことは非人格的になることではない、ジムメルの解する如き主體を遊離せる欲望となることではない、何處迄も吾或は汝の欲望であらねばならぬ(本論文第四節参照)。吾或は汝の欲望であつて而も其特殊性を失ふべしとは果して何の義であるか。此點を理解する爲めには轉じて特殊性の否定を要求する人格概念の形式的方面を考案する必要がある。

種差を知ることがは類同の基礎の上に於て初めて可能である。夫れ故先づ最初に第一批評に立歸つてカントが認識の形式を如何に考へたかを討ねて見たい。カントの形式の性質については、キンデルバントやフアイヒンガーなどの指摘した如く分析的に見ると、先驗論理的の見方と先驗心理的の見方とが明亮に區別して意識されず混用されて居るのかも知れぬ。然しカントの論理化を悦ぶ人達の如く先驗論理的見方の方が價值上優れりとするのみならずカントの眞意も主として此方面にあると解釋することには俄に同意し難い。余は寧ろ兩者を區別せず區別するならば何れかと云へば先驗心理的の見方の方を中心にしてカントの形式を解釋する方が其眞意を得たるに近いばかりで無く、組織的見地より見ても有意義である様に思ふ。此點に於て余はジムメルがカントの認識形式に對し下した解釋を採用したい、即ち形式を何處迄も Akt, Funktion として行くのである。ジムメルは認識の形式は *Formung, Vereinheitlichung, das Stoffes* である、普通にはそれ自身に獨立自存すると考へられて居る對象界をば對象界として構成して行く内面的創造力である、對象として創造すると云ふことと對象を知ると云ふことは一である、對象の統一と對象の客觀性と同一義である(Kant, 38ff.)。而して此創造作用は、働くと云ふことに於て己れ自身を悉くす

底の reine Funktion (働く) Träger の別在しなす blosser Tätigkeit である (48)。斯様な意味での形式が實質に加はるとは外から何物かが加はることではない。夫は Verinnerlichung und Aktivierung alles dessen, was als gegebenes Lebensinhalt vom selbständigem Ursprung und Substantialität an uns heranzukommen scheint (90) に外ならない。道德に於ける形式の役割も之れと同様の趣がある。即ち善とか悪とか正とか邪と云ふ區別は普通に考へられてある如くに客觀的に既成のものとして與へられてあるのではない。善惡正邪と云ふ價值の別は却つて自律的意志の創造に係る。一般的道德法を立法し之を自己の意欲に課し之に従へて行く自己立法自己規定と云ふ自律的意志或は道德法の自覺の内容として攝取されて初めて客觀的の Das Gute が構成せられるのである。而して斯くの如くにして初めてカントの一見奇矯に思はれる逆説の眞意も充分に會得し得るのである。即ち『善及び惡の概念は決して道德的法則以前に存するのでなくて却つて道德的法則の後に又夫れによつてのみ規定されねばならぬ』(P—V, 76)。『對象の概念としての善の概念が道德的法則を規定し可能にするのでなくて却つて道德的法則が先づ第一に善の概念を規定し可能にするのである』(P—V, 77)。道德的意志の純粹活動によつて善と云ふ對象が内面的に創造されるので

ある。再言すれば『吾』或は『汝』の欲望本能衝動等が自律的意志てふ形式によつて内面化作用化されて茲に客觀的一般的意義ある善行を成するのである。之れが認識批判と平行的に考へての形式と實質との結合の意味である。然らば其種差は如何。所與より云へば認識のは感覺に歸し道德のは欲望に歸する。欲望も固より一個の自然物として其自身の法則即ち自然法を有する。従つて又欲望を自然的對象心理學的對象たらしむる認識形式もある筈である。然し道德の所與は認識の所與と同様ではあり得ない。少くとも之を改造攝取する形式の異なるに従つてそれに對立する實質の意味も變つて來ねばならぬ。夫れでは形式の上に於て如何なる相違があるか。認識の形式は非人格的即ち法の自覺を持たない純粹作用である。理論的先驗我は等しく自覺ではあるが其自覺たるや法それ自體として働くのみのアンジヒの自覺であつて法を反省の對象とし法を自覺して働く働きではない。然るに實踐我は法を自覺して働く純粹活動である、端的に云へば法を己れ自身の内面より創造し、此自己立法の普遍的法則に意識的に自己を従へて行く自覺である。茲に不可不と當爲との根本的相違がある、而して前者が後者の基礎の上に於て初めて可能となるの意も明かになる、意味は存在に先立つのである、實踐理性は理論理性に優越して

居るのである。夫れでは法の自覺てふ道德特有の形式が『吾』或は『汝』の欲望を内面化作用化すれば如何なるものとなるのであるか、欲望てふ所與は如何様に改造されるのであるか。是等の點については不幸カントの口より明亮なる説明を聞くことが出來ない。彼の分析は飽迄も結合の爲めの分離であり、而して綜合てふ概念が有ゆる文化活動の客觀性の根柢たることを高唱して止まなかつたのであるけれども、彼自身は分析の天才であつて綜合には短であつた。欲望の内面化は如何なる過程に於て如何なる様相をとつて發現するか、の精細なる綜合的解釋はフイヒテ、ヘーゲル等の後の天才を待たねばならなかつた。然し乍ら茲に一事の明白疑ふ餘地のない事がある。夫れは形式によつて一般化された實質は其特殊性を失ふことによつて却つて眞の個性の義をあらはし形式と實質との綜合が個性的人格の概念を成立せしめて居ることである。自律的意志を認識根據として其可能のみならず其實在迄も證明し得とされた夫の先驗的自由——自己以外の新しき原因を俟たずに自ら新しき出來事を初め得る能力としての絶對自由意志の主體として想定されたる審知的存在としての個性的人格、之れを正しく一方普遍的立法の源ともなれば他方經驗的所與の窮極の根源でもある。向上的に表現すれば、特殊なる欲望が一般化の内

面的構成力によつて透徹され生命を與へられたるもので、現實の吾人より云へば最後の到達點無窮の課題であるが、實在性より云へば却つて *Pris* である、認識の對象とはならぬが道徳的行爲の活源であり、認識活動も夫れが當爲に基くと見得る限り之を最後の根柢とする。多くの場合複數で言ひ表はされて居る *Dinge an sich* は個性的人格の概念に於て茲に其積極的規定を獲來つたのである。勿論カントの此個性的人格の説は多くの部分に於て不透明の雲に蔽はれて居ることを否むとが出来ない。又論理的徹底を悦ぶ人々からは此説が彼の先驗的方法と矛盾するものとして或は非難的とされ或は改釋修正を試みられて居ることを知らないではない。余は是等の批評家修正家には俄に同意を表し兼ねる一人であるが、然し何れ程曖昧な點が多いにせよ、又如何程彼の先驗的方法と矛盾し獨斷論の殘滓と見得るにしても、彼が此睿知的存在、物自體としての人格的實在に個性を認定した意向の何たるかを看却することは許されない。カントは實に之によつて第一批判に於て認定したのとは異なる意味の新なる個性概念を確定したのである。即ち第一批判では個性的は單に偶然的不合理的な全くの受動的のものであつたが、今や第二批判に於て理性的發動的の個性概念が別に認定されたのである。前者は無自覺な單に質料となるのみの

Andersseinである。後者に至つては自覺ある活動の源泉にして流動不息の生活、生々進展の生活を營む個性的人格となつて居る。此新個性概念は悟性に對しては eine irrationale Grösseである、此點第一批判の個性的と似て居る。然し夫れと異なる所は同時に eine produktive, schöpferische Grösseでもある點である。悟性を基にする論理の根本豫想となり同時に其最後の目標ともなる超論理的個性的てふ概念は恐らくライブニッツの單子論に負ふ思想かと想像されるが、此推定の當否は別として、カントの此人格てふ概念は Dunkmann も嘗つて評した如く die-eigentümliche Verschmelzung des Allgemeinen und Besonderen であることだけは明白なる事實である (Dunkmann, Zum Begriff des Individuellen, in der „Zeitschrift für Philosophie und philosophische Kritik, Bd. 138, Heft 1, 1910, S. 83)。即ちカントの定言命令の一般性は欲望の特殊性を否定することによつて之を自己の内に攝取し、茲に積極的の個性概念を確立するに至つたのである。然し此人格てふ個性に於て一般性も具體的になれば否定された特殊性も活されて行く内面的進展の過程或は内面的意味の組織の果して如何なるものであるかを究明することはカントの任では無かつた。彼は次で來る若きロマンタイクの學者達に一新課題を提供したのであつた。彼の倫理の開展組織化は彼の到達した結論をば更に

新なる解決を要求する問題となす人々の手によつて初めて實現せらるべき運命を持つて居たのである。此意味に於てフイヒテ、シュライエルマッヘル、ヘーゲル、ヘルバルトの倫理體系は飽迄もカント倫理學の補完である。ジムメルは頻りにカントが具體的行爲を抽象化原子化すると難じて居るが、此非難は却つて彼自身のカント倫理學說解釋の態度に對して向けらるべきものではなからうか。(九、六、九)

(1) カントTextの真附は凡てレクナム版に依つた。

(2) 第五節に論じた人格概念の徹底的究明には何うしても自由意志の論途違入つて行く必要があるが、茲には本論文の主題に直接交渉のある方面だけに限つて論及した。之も矢張り一種の抽象化に墮して居るのかも知れない。機を得ばカントの自由意志の概念を論じて見たらと思ふ。

(3) ジムメルのカント論で余の見たのは

Einleitung in die Moralphilosophie. Bd. II, 1893.

Vorlesungen über Kant. 2 A., 1905.

Das Individuelle Gesetz. 1913.

の三篇だけである。氏自身の學說の上には是等三書の間可なり顯著な變化があつて、殊に第一と第二第三との間に夫れが著しく眼につく。即ち第一では生物學の見方が稍々素朴な形で説示されて居るのが、第二特に第三に至つてはベルグソンを想はしめる様な具體的生命主義へと進展して來て居る。然しカントの定言命令に對する解釋並びに批評と云ふ點から眺めると大した變更も無い様である。第一書では抽象にも相當の價値を認められたのが、第三書では非常に低く評價された點などが、比較的顯

著の相異で、之は氏の積極的主張の進歩に伴ふ自然の訂正ではあるが、カント解釋及び批評と云ふ點に對しては左して顧慮するに當らぬかと思ふ。本論文では主として第二第三を引用したが、略々同様の考が第一にも發表されてあることを斷つて置きたい。